# 人権尊重の第一歩は、相手への思いやりから

2・3面では、様々な人権問題や、人権についての身近な相談相手である「人権擁護委員」の活動などについてお知らせします。ぜひ、この機会に人権について考えてみましょう。
［問合せ］人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608－6322

## 身近な人権問題を、まずは知って、考えてみましょう

### 地域社会全体で支えましょう
### 高齢者の人権

高齢者に対して暴力を振るう「身体的虐待」、年金等を勝手に使い込むなどの「経済的虐待」、介護等を放棄する「ネグレクト」などが社会問題となっています。

こうした問題の背景として、介護者の過度な身体的・経済的負担やストレスが挙げられます。周囲に相談したり、適切な介護サービスを受けたりできずに孤立し、すべてを抱え込んだ結果、介護疲れから虐待をしてしまうことは少なくありません。

高齢化が進み、区では5人に1人が高齢者となっています。これまで大きな社会的役割を果たしてきた高齢者とその介護者を、地域社会全体で支えていくことが大切です。

### 顔は見えなくても思いやりを
### インターネット上の人権問題

インターネットは便利な反面、その匿名性を悪用した、差別的な発言や誹謗（ひぼう）・中傷、他人の個人情報の書き込みなどの行為が問題となっています。

また、悪意はなくとも、不確かな情報を書き込むことでそれが事実であるかのように広まることや、他人が写っている写真等を本人に無断でインターネット上に掲載することで、プライバシーを侵害したり、悪用される結果につながったりするおそれがあります。

一度でもインターネット上に書き込まれた情報は、一瞬にして大勢の人に伝わってしまいます。軽い気持ちで書き込んだことが、取り返しのつかない問題に発展することも少なくありません。こうした問題をなくすため、私たち一人ひとりが、普段の生活と同じように、他人に対する配慮をすること、誹謗・中傷などは絶対にしないことが重要です。

### 正しい理解と行動を
### 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は、封建社会の身分制度や、歴史的・社会的に形成された人々の意識による差別が今なお残っている問題です。封建社会において、経済的・社会的に低い立場におかれ、住む場所や職業、結婚など生活のあらゆる面で厳しい制限等を受けた人々がいました。それらの人々が住まわされていたところが「同和地区（被差別部落）」です。

同和地区出身だという理由で、結婚・就職などにおいて差別をしたり、インターネット上に同和地区やその出身者の差別的な情報を掲載したりすることは、重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

こうした問題をなくすためには、まず同和問題について正しく理解し、偏見をなくすことと、差別行為をしない・見逃さないという強い意志をもつことが必要です。

### 女性も男性も対等な立場で協力して
### 男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、男女が対等な立場で互いを尊重し責任を分かち合うとともに、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる社会のことです。

これまでは、「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識により、女性の社会進出が困難だったり、男性が子育てに関わる時間が持てなかったりと、様々な問題がありました。

現在は、女性の社会進出が実現しつつあったり、若い世代を中心に、男性も家事や育児をしたりと、性別による固定的な役割分担意識は薄れてきました。しかし一方では、社会問題に取り上げられるようになった、配偶者や恋人からの暴力「DV（ドメスティック・バイオレンス）」、雇用の場における「セクシュアル・ハラスメント」といった人権侵害につながる問題も起こっています。

男女がお互いを尊重し認め合うとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる仕組みを社会全体で考えていくことが大切です。

### ノーマライゼーションの実現へ
### 障害者の人権

障害のある人もない人も、同じ社会の一員として互いを尊重し、支え合いながら生活をする社会が望ましい社会の姿であるという考え方を「ノーマライゼーション」といいます。

道路の段差をなくす、駅や建物等にエレベーターを設置するなど、物理面でのバリア（障壁）は少しずつ軽減されてきました。しかし、盲導犬を連れた人が店舗への入店を拒否されるなど、障害への理解不足により、偏見を持たれたり、差別をされたりするといった、意識面でのバリアはまだ残っており、障害者の社会参加を妨げています。

「ノーマライゼーション」を実現するためには、同じ社会の一員として障害のある人と対等に向き合う姿勢が大切です。

### あなたの気付きが、障害者を救う一歩になります
### 墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル

障害者に対する虐待を発見した方には、区への通報義務があります。虐待を受けている障害者自身が、虐待だと認識できない場合や、被害を訴えられない場合もありますので、虐待に気付いたときには、すぐに通報してください。

**［通報先］**☎3625－1103・FAX5608－6423・✉sumida.syougai.gcall@dsn.co.jp

### 人権問題に取り組む拠点となる施設です

**すみだ女性センター（押上2－12－7－111）**

男女共同参画社会の実現に向け、「すずかけ大学」や「すみだパパスクール」などの講座・講演会、区民による運営委員会活動を行っています。

また、皆さんの自主活動のための施設の貸出し（有料）や情報資料の提供、専門のカウンセラーによる「女性のためのカウンセリング＆DV相談」も行っています。

ぜひ、ご利用ください。

**社会福祉会館（東墨田2－7－1）**

同和問題の解消や地域住民の福祉向上をめざし、人権に関する相談や人権週間講演会等を行っています。また、「子育て支援事業」や「こどもえんにち」などの親子向け事業、「バドミントンクラブ」などの成人向け事業、「歌謡教室」などの高齢者向け事業等、各世代を対象とした事業を実施しています。ホールなどの有料貸出施設、体育室や高齢者向け娯楽室などの無料利用施設もありますので、ぜひ、ご利用ください。

## 人権についてお困りのときは、人権擁護委員にご相談ください

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、人権に関する身近な相談役として活動する民間のボランティアです。区市町村長が、地域の住民で人権擁護に対する深い理解のある方を推薦しています。

**人権擁護委員はこのような活動をしています**

**■人権をもっと知ってもらうための　「啓発活動」**

人権に関する講演会や「人権の花運動」の実施、「子どもたちの人権メッセージ」・「中学生の人権作文」の募集など、人権についての理解を深める様々な取組を行っています。

**■人権問題でお困りのときに　「人権相談」**

東京法務局の「常設相談」で相談を受けているほか、区では毎週月・水・金曜日に、すみだ区民相談室（区役所1階）で「法律・人権相談」を受けています。

**■問題解決のお手伝いをする　「調査・救済」**

相談者から「人権を侵害された」という申告等があった場合は、東京法務局と連携し、問題の円満な解決に向けて調査などを行います。

### 人権擁護委員さんにお聴きしました

区内では12人の人権擁護委員が活動しています。今回は、加藤 明紀夫さんと石森 ミネ子さんのお二人に、人権についてや、今後取り組んでいきたいことについて、お話を聴きました。

親身になってお話を伺います
（左・加藤 明紀夫さん、右・石森 ミネ子さん）

### Q「人権を尊重する」とはどのようなことですか？

**A 自分のことだけでなく、相手のことも考えることです**

「人権を尊重する」というと、難しいことのように考えがちですが、身近なことから始められることなんですよ。具体的には、「自分だけでなく、相手のことも考えて行動すること」、「相手への気遣い、思いやりを持つこと」などです。

例えば、自分の家で自分だけがお風呂に入っているときは、好きな温度にしても問題はありません。しかし、銭湯で誰かと一緒に湯船につかっているときに、「熱いから」といって勝手に水を入れたらどうでしょう。そして、その温度が一緒につかっている人にとってはぬるく感じ、相手も譲らなければトラブルにつながるかもしれません。そのようなときは、一声掛けてから、お互いにちょうど良い温度となるようにすれば問題は起こりませんよね。

このように、「自分さえ良ければ」と一方的に権利や意見を主張するのではなく、相手のことも考え、互いに〝居心地の良い状態〟となるように譲り合うことが、人権尊重の第一歩です。こうした小さな思いやりや助け合いが社会全体に広がっていけば、人権が守られる社会、つまりは〝誰もが幸せな社会〟につながっていくと思いますよ。

### Q どのような相談を多く受けますか？

**A いじめの相談が多いです**

「子どもの人権110番」では電話で、「子どもの人権SOSミニレター」では手紙で、子どもからの相談を受け付けています。

「子どもの人権SOSミニレター」では、小・中学校に配布している専用の用紙に、悩みごとを書いて投函（とうかん）してもらうのですが、多くの相談が寄せられます。そのほとんどが「いじめ」についての問題で、さらに、その多くの子どもが悩みを周囲の人に相談できず、一人で抱え込んでしまっているようです。

寄せられた相談に対しては、できるだけ早く返事をするよう心掛けるとともに、「こうして相談できた勇気を持って、身近な信頼できる大人にも相談をしましょう」とアドバイスをしています。

いじめの問題は、早いうちに対処することが大切です。しかし、子どもにとって、大人に相談するというのはとても難しいことのようです。ですから、周囲の大人が普段から子どもの話をよく聞いてあげて、相談しやすい関係を作っておくことが大切です。そして、子どもを見守る中で、SOSのサインだけでなく、どんな小さな変化も見逃さないように気を付けることが必要です。

また、いじめは学校や家庭などでの複合的な問題を抱えていることが多いため、保護者、学校、地域などが協力しながら取り組むことが求められます。私たち人権擁護委員も、そのネットワークの一員として、子どもたちの力になっていきたいと考えています。

### Q 今後、どのような活動をしていきたいですか？

**A 普段着で語り合えるような身近な存在になりたいです**

「人権擁護委員」と聞くと身構えてしまう方が多いので、〝普段着で語り合える〟身近な存在となれるよう、地域に入って活動し、皆さんと触れ合う機会を増やしていきたいです。また、私たち二人は、教員として長く教育に携わってきたので、特に学校などで子どもが人権について考える機会を設けるなど、経験を活（い）かした活動をしていきたいですね。

### 人権に関する相談はこちらへ

**■法律・人権相談**

**［相談日時］**毎週月・水・金曜日の▶午前10時～11時半　▶午後1時～4時　＊1回30分
**［ところ］**すみだ区民相談室（区役所1階）**［費用］**無料**［申込み］**相談当日の午前9時から電話で、すみだ区民相談室☎5608－1616へ

**■東京法務局での人権相談**

▶常設相談（全国共通人権相談ダイヤル）☎0570－003－110　＊面接による相談もあり　▶子どもの人権110番☎0120－007－110　▶女性の人権ホットライン☎0570－070－810　＊PHS・IP電話などからは☎5213－1372
**［受付日時］**平日の午前8時半～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

☎＝電話　FAX＝ファクス　✉＝Eメール　💻＝ホームページアドレス

広告 テレビ・ネット・電話もケーブルで。ご相談は地元のJ:COMすみだ まで　☎0120-999-000（9:00～21:00）

広告 「両国1丁目1番地の便利屋さん」ハウスクリーニング、キッチン＋レンジフードが2万2050円　ご相談ください。☎0120-56-8181